

相続・贈与・移管等により預託等された金融商品に関する説明書

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

本説明書は、お客様が相続、贈与、他社で購入した金融商品を当社に振替等(以下、「相続等」といいます。)により預託、記帳及び振替された金融商品の売却や保有に関するリスクや留意点等をご理解いただくため、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に従い交付する「契約締結前交付書面」です。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

【預託、記帳及び振替いただく金融商品】

別紙「お預り明細書」もしくは「残高証明書」にてご確認ください。

- 相続等により預託、記帳及び振替された債券のお取引は、当社が直接の相手方となる売買又は売買の媒介、取次ぎ若しくは代理により行います。
- 相続等により預託、記帳及び振替された投資信託のお取引は、解約又は買取りの方法により行います。
- 債券は、金利水準の変化、為替相場の変動や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。
- 投資信託は、主に当該投資信託に組み入れられた国内外の株式や債券等の価格変動や為替相場の変動等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

<債券について>

- ・ 債券を当社との相対取引により売却する場合は、手数料はいただきません。
- ・ 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

<投資信託について>

- ・ 投資信託の換金時に直接ご負担いただく費用として、信託財産留保額をいただく場合があります。信託財産留保額は目論見書をご確認ください。
- ・ 投資信託の保有期間に間接的にご負担いただく費用として、国内投資信託の場合には、信託財産の純資産総額に対する信託報酬のほか、運用成績に応じた成功報酬をご負担いただく場合があります。また、その他の費用を間接的にご負担いただく場合があります。外国投資信託の場合も同様に、運用会社報酬等の名目で、保有期間中に間接的にご負担いただく費用があります。これらの報酬、費用等は目論見書をご確認ください。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

<債券について>

- ・ 債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。このため、償還日より前に金利の上昇過程で売却すると損失が生ずることがあります。(ただし、金利の低下過程であっても市場価格で売却すると損失が生ずることがあります。)また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。

- ・ 外貨建て債券の金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ・ 外貨建て債券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずることがあります。
- ・ 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができないことがあります。
- ・ 元利金の利率や金額が、特定の指数等を参照することにより決定する債券は、参照する金利、為替、株価、商品相場等の変動によって価格が下落することがあります。したがって、償還時または償還日より前に換金する場合には損失が生ずることがあります。

<投資信託について>

- ・ 投資信託は、主に当該投資信託に組み入れられた国内外の株式や債券等の価格変動や為替相場の変動等により、損失が生ずることがあります。

有価証券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

<債券について>

- ・ 債券の発行者や、債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずることがあります。
- ・ 債券の発行者や、債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

- ・ 債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

<投資信託について>

- ・ 投資信託に組み込まれた株式や債券等の発行者等の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずることがあります。

相続等により預託、記帳及び振替いただく金融商品のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 相続等により預託、記帳及び振替いただく金融商品のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

※相続等により預託、記帳及び振替いただく金融商品に関する資料請求やご質問はカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

相続等により預託、記帳及び振替いただく金融商品に係る金融商品取引契約の概要

当社における相続等により預託、記帳及び振替いただく金融商品のお取引については、以下によります。

- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 金融商品の売買の媒介、取次ぎ又は代理

相続等により預託、記帳及び振替いただく金融商品に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

<債券（一部を除く。）について>

- ・ 債券の利子については、利子所得として課税されます。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として課税されます。
- ・ 債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。
- ・ 私募債の一部など（一般公社債）に係る租税の取扱は、上記とは異なります。当社カスタマーサービスセンターにお尋ねいただくか、税理士等の専門家にお問い合わせください。

<投資信託について>

- ・ 公募公社債投資信託の買取請求によって発生する利益、解約請求（償還の場合を含む。）によって発生する利益については、原則として上場株式等（特定公社債等を含みます。）の譲渡所得等として課税されます。
- ・ 公募株式等証券投資信託の買取請求によって発生する利益、解約請求（償還の場合を含む。）によって発生する利益については原則として上場株式等の譲渡所得等として課税されます。
- ・ 公募公社債投資信託の収益分配金については、原則として、利子所得として課税されます。公募株式等証券投資信託の収益分配金については、原則として、配当所得として課税されます。
- ・ 公募公社債投資信託及び公募株式等証券投資信託の収益分配金、譲渡損益等は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 私募投資信託に係る租税の取扱は、上記とは異なります。当社カスタマーサービスセンターにお尋ねいただくか、税理士等の専門家にお問い合わせください。

法人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

<債券について>

- ・ 債券の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される債券の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。ただし、私募債の一部など（一般公社債）については、外国源泉税の金額は国内での源泉徴収の際に源泉税の金額から控除されます。

<投資信託について>

- ・ 公社債投資信託の収益分配金、買取請求によって発生する利益、解約請求（償還の場合を含む。）によって発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。
- ・ 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益分配金、買取請求によって発生する利益、解約請求（償還の場合を含む。）によって発生する利益については、原則として、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 振替債（我が国の振替制度に基づいて管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において金融商品のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国内で発行される債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。国外で発行される債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引できない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。
- ・ この「取引報告書」の内容は必ずご確認ください。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社のリーガルコンプライアンス部へ直接ご連絡ください。

当社の概要及び本取引に関する連絡先

商 号 等 楽天証券株式会社（金融商品取引業者）関東財務局長（金商）第 195 号
本店所在地 〒107-0062 東京都港区南青山 2-6-21
加入協会 日本証券業協会
資 本 金 19,495 百万円
主 な 事 業 金融商品取引業
設 立 年 月 1999 年 3 月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

楽天証券カスタマーサービスセンター

フリーダイヤル：0120-41-1004

携帯電話から：03-6739-3333（通話料有料）

受付時間 平日8:30～17:00（土日祝・年末年始を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間 平日 9:00～17:00（祝日を除く）

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>)に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

(2022年9月)